

山形広域環境事務組合公共施設等総合管理計画

平成29年3月

山形広域環境事務組合

目 次

1	背景	1
2	計画の目的・位置付け等	1
(1)	計画の目的	1
(2)	計画の位置付け	1
(3)	対象とする施設	1
(4)	計画期間	1
3	公共施設等の現況	2
(1)	所有財産の現況	2
(2)	所有財産の老朽化	2
(3)	借用財産の現況	3
4	公共施設等に関する将来の見通し	4
(1)	総人口と年代別人口の将来の見通し	4
(2)	維持管理・修繕・更新及び大規模改修等に係る中長期的な経費の見込み	6
(3)	維持管理・修繕・更新及び大規模改修等の経費に充当可能な財源の見込み	7
5	公共施設等の管理の基本的方針	9
(1)	現状や課題に関する基本認識	9
(2)	点検診断等の実施方針	9
(3)	維持管理・修繕・更新及び大規模改修等の実施方針	10
(4)	安全確保の実施方針	10
(5)	耐震化の実施方針	10
6	廃棄物処理施設の特性による管理の基本方針	11
(1)	現状や課題に関する基本認識	11
(2)	点検診断等の実施方針	11
(3)	長寿命化の実施方針	11
(4)	統合や廃止の推進方針	12
(5)	広域化の状況	12

7 総合的かつ計画的な管理の推進体制	13
（1）組織的な取組体制の構築及び情報管理・共有	13
（2）管理を実現するための体制の構築	13
（3）フォローアップの実施方針	13

1 背景

公共施設等について、その老朽化対策は全国的に大きな課題となっており、地方公共団体においては、中長期的な視点をもって公共施設等の長寿命化・更新などを計画的に行うことにより、財政的負担を軽減・平準化することが必要となっています。

国においては、インフラを幅広く対象とし、戦略的な維持管理・更新等の方向性を示す基本的な計画として、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議）を策定しています。これを受け、平成26年4月には、総務省より地方公共団体に「公共施設等総合管理計画の策定」が要請されています。

本組合は、地方公共団体の中の特別地方公共団体に属し、山形市・上山市・山辺町・中山町（以下「構成市町」という。）で組織され、「し尿処理施設の設置、管理及び運営に関する事務」及び「ごみの中間処理施設の設置、管理及び運営に関する事務」を共同で行っています。本組合においても、所有している施設の老朽化対策は、全国同様に大きな課題となっており、所有施設を総合的に管理することが求められています。

2 計画の目的・位置付け等

（1）計画の目的

本計画は、所有施設を総合的かつ経営的に管理することで、施設の長寿命化と維持管理コストの低減に資するものであり、将来にわたり、住民に対する行政サービスの維持向上を図っていくことを目的とします。

（2）計画の位置付け

本計画は、「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議）の中で、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な計画として、地方公共団体に平成28年度までの策定が要請された「インフラ長寿命化計画（行動計画）」に該当するものです。

（3）対象とする施設

本計画において対象とする施設は、本組合が所有又は管理する全ての財産とします。

（4）計画期間

平成29年度からとし、終期は定めないこととします。

ただし、施設整備計画・個別施設計画等との整合を図り、必要に応じて見直すこととします。

3 公共施設等の現況

(1) 所有財産の現況

本組合の所有財産は、全て廃棄物処理施設となっています（平成27年度末時点）。なお、所有財産のうちの一つは、整備計画に基づいて建設を進めている新たなごみ処理施設用地です。

表 所有財産の現況

分類	財産数	延床面積(m ²)	土地面積(m ²)	施設等
廃棄物 処理施設	6	23,523.96	49,046.60	山形広域クリーンセンター 矢ロクリーンセンター（旧施設） 及び同用地 立谷川リサイクルセンター 立谷川清掃工場 半郷清掃工場 エネルギー回収施設（川口）建設用地

(2) 所有財産の老朽化

本組合が所有している建物は、築20年から37年となっています。

「廃棄物処理施設のインフラ長寿命化計画（行動計画）」（平成27年7月環境省）では、個別施設計画における計画期間を「施設寿命を10年程度延命化した期間（ごみ焼却施設であれば30から35年程度）を基本」としていますが、本組合のごみ焼却施設は、既にこの年数まで到達している状況です。このごみ焼却施設は、いずれも新耐震基準となる昭和57年度以前に建設着手されたものでありますが、現在、整備計画に基づき、新たな施設建設を進めているところです。

また、それ以外のし尿処理施設、粗大ごみ等処理施設は、築20年から27年となっており、処理施設の機能の主体となる、建物内のプラント機械・電気設備の老朽化が大きな課題となっています。

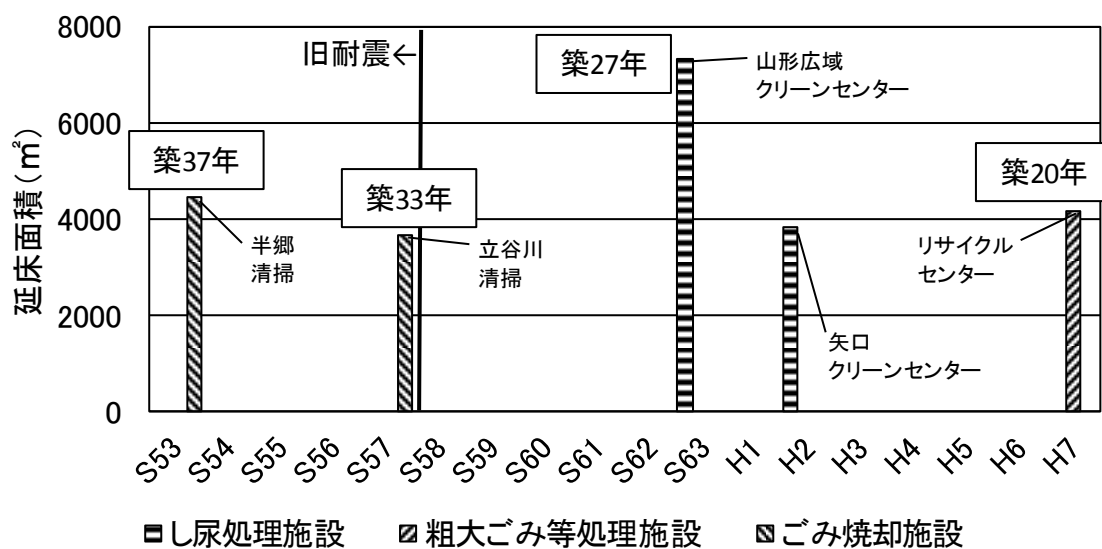


図 所有建物の建設年度と延床面積

(3) 借用財産の現況

本組合の借用財産は、全て山形市より借用している廃棄物処理施設等となっています（平成27年度末時点）。なお、借用財産のうちの一つは、整備計画に基づき建設を進めている新たなごみ処理施設用地です。

表 借用財産の現況

分類	財産数	延床面積(㎡)	土地面積(㎡)	施設等
廃棄物 処理施設	6	619.34	74,121.32	山形広域クリーンセンター用地 立谷川リサイクルセンター用地 資源物保管施設及び同用地 立谷川清掃工場用地 半郷清掃工場用地 エネルギー回収施設（立谷川） 建設用地
庁舎	1	172.19	—	事務局事務所
計	7	791.53	74,121.32	

4 公共施設等に関する将来の見通し

(1) 総人口と年代別人口の将来の見通し

構成市町全体の人口は、平成12年度をピークに微減を維持しています。

将来については、人口比で構成市町の約8割(平成27年度)を占める山形市において、多様な人口減少対策を展開することによる人口増を見込んでいることから、構成市町全体としても、人口増に転じる推計となっています。その一方で、高齢者人口(65歳以上)の割合は、高い水準のまま将来も続いていく見通しです。

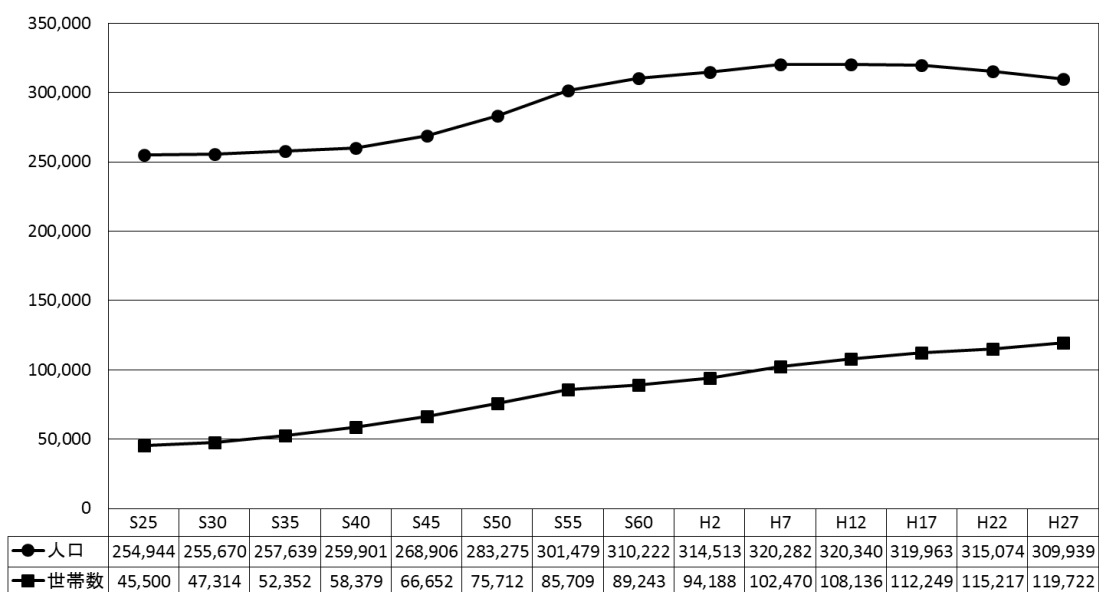


図 人口・世帯数の推移

※国勢調査の構成市町の合計

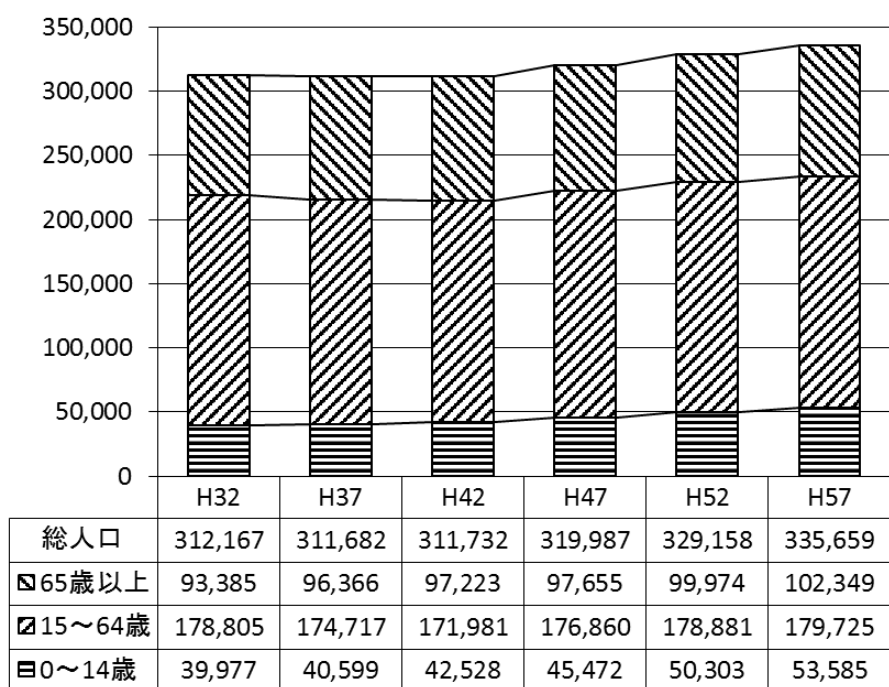


図 総人口と年代別人口の将来の見通し

※構成市町ごとの見通しの合計

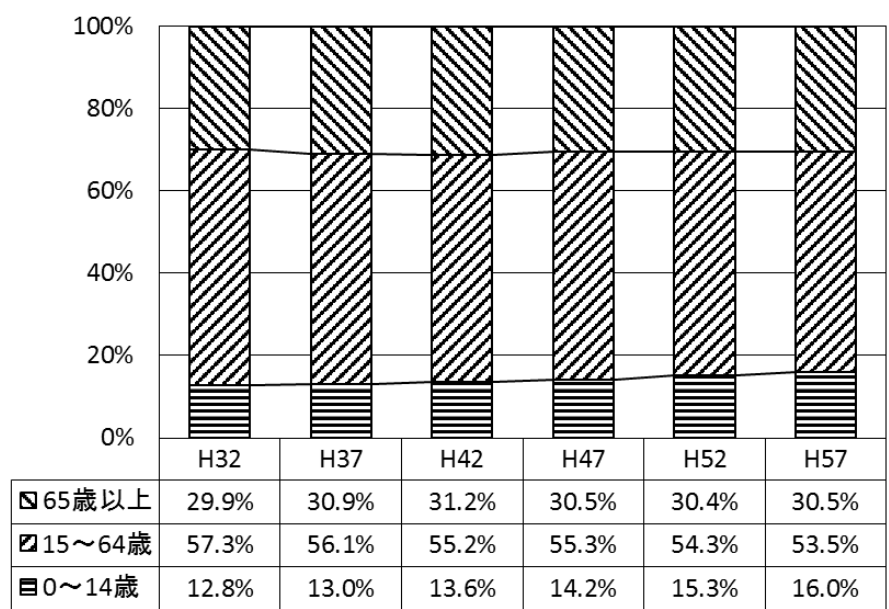


図 総人口に占める年代別人口割合の将来の見通し

※構成市町ごとの見通しの合計

(2) 維持管理・修繕・更新及び大規模改修等に係る中長期的な経費の見込み

「廃棄物処理施設のインフラ長寿命化計画（行動計画）」（平成27年7月環境省）に準拠し、施設寿命を大規模改修等によって延命化するものとし、更新及び大規模改修等の投資的経費を推計すると、計画策定年度の平成28年度からの30年間で308.9億円、年平均では1年当たり10.3億円となります。平成23年度から27年度の過去直近5年間の投資的経費の年平均2.1億円と比較すれば、今後30年間は4.90倍の経費が必要となってきます。

また、更新及び大規模改修等に経常的な維持管理・修繕も加えた経費を推計すると、平成28年度からの30年間で812.6億円、1年当たり27.1億円となります。これを、過去5年間の投資的経費の年平均値と平成27年度の維持管理・修繕の経費の合計である18.2億円と比較すれば、今後30年間では1.49倍の経費が必要となってきます。

現在進めているごみ焼却施設の建設により、ここ数年が経費のピークとなっていますが、これ以降も、今後整備計画等を策定する必要のある施設で、多額の経費の確保が必要となっていくことが予想されます。

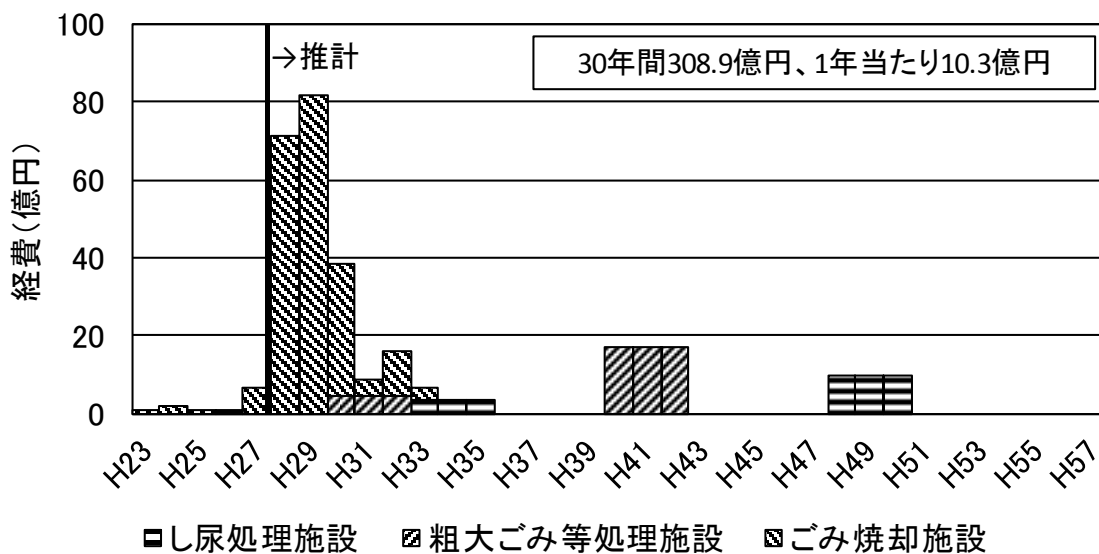


図 更新及び大規模改修等の経費の推計

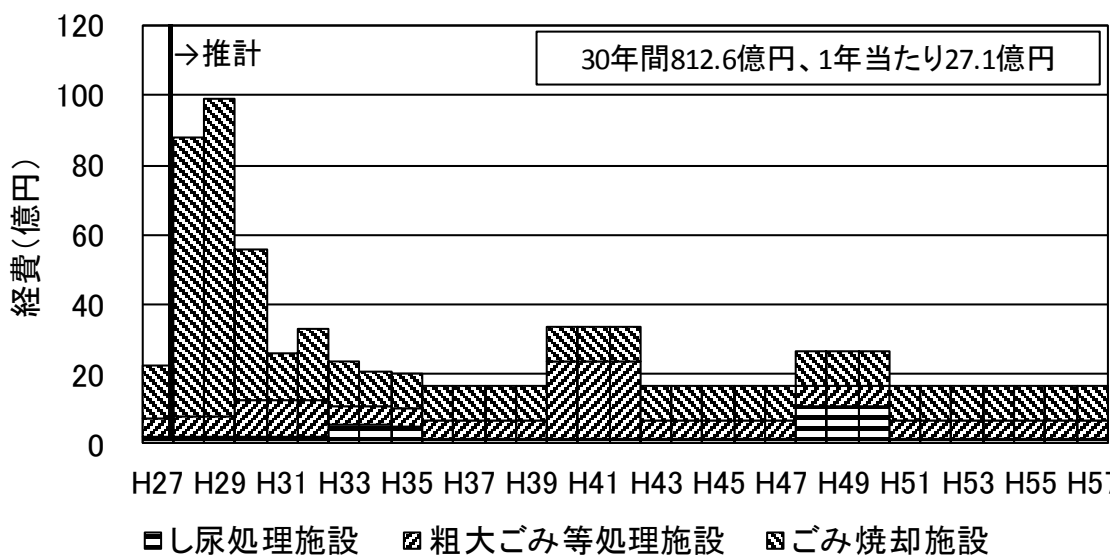


図 維持管理・修繕・更新及び大規模改修等を合算した経費の推計

推計における仮定条件

※維持管理・修繕の経費は、経常的な需用費・委託料等を想定。

※ごみ焼却施設の推計は、新たなごみ焼却施設の整備・維持管理計画等による。

※し尿処理施設・粗大ごみ等処理施設の推計は、更新及び大規模改修等の時期を、「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き」（平成22年環境省）等を参考に設定（事業期間は3ヶ年と設定）。また、大規模改修等の費用は、プラント機械・電気設備の大規模改修を想定した試算。更新の費用は既存施設の建設費同額と設定。

(3) 維持管理・修繕・更新及び大規模改修等の経費に充当可能な財源の見込み

本組合の過去10年間の歳出決算額は、近年増加傾向にあり、かつ平成27年度に大幅に増加しています。これは、新たなごみ焼却施設建設に係る投資的経費の増加と、平成27年4月より既存のごみ焼却施設に係る業務が、山形市より本組合に移管されたことに伴う人件費・維持管理費等の増加によるものです。

一方、過去10年間の歳入決算額も同様の傾向であり、これは、新たなごみ焼却施設建設に係る負担金・国庫補助金・組合債の増加と、既存ごみ焼却施設移管に係る負担金・廃棄物処理手数料等の増加によるものです。

本組合の歳出全般には、構成市町からの負担金を充てる必要があるため、維持管理・修繕・更新及び大規模改修等の経費の確保は、構成市町の財政状況に大きく左右されます。構成市町においては、高齢者人口の割合が高水準で続く見通しであることから、これに対応するための扶助費の負担が、財政状況に影響することも懸念されます。

また、更新及び大規模改修等の経費については、国からの交付金への期待が大きく不安

定な要素となっており、加えて組合債への依存も大きく、その後の償還にも負担金を充てることとなります。したがって、経費の確保には、今後も厳しい状況が続いていくことが予想されます。

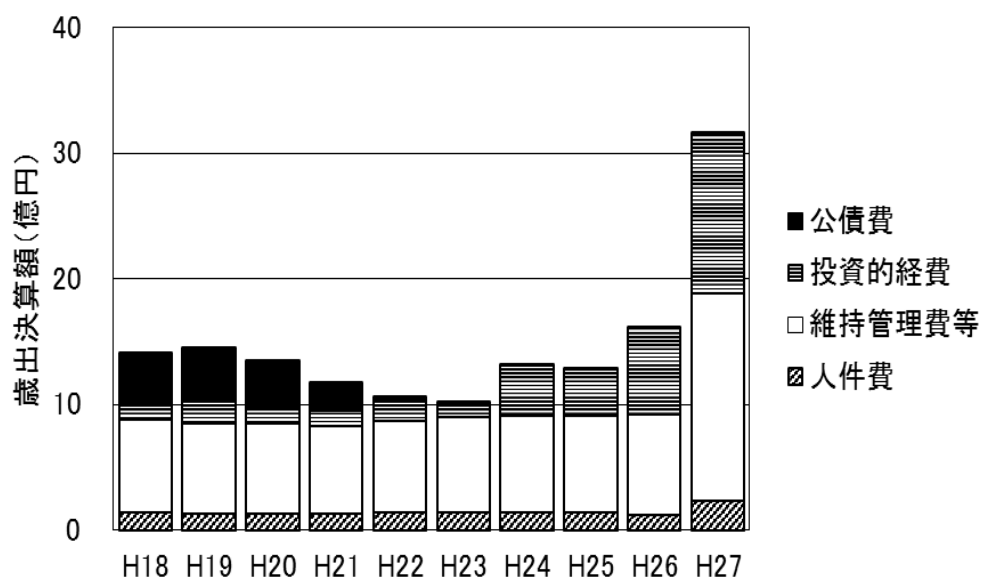


図 過去10年間の歳出決算額

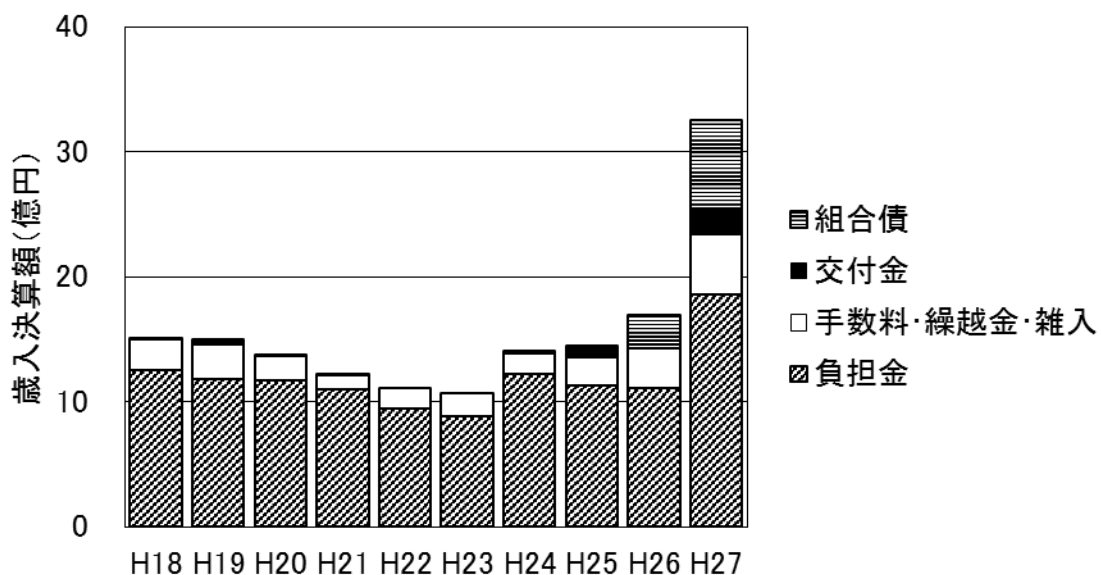


図 過去10年間の歳入決算額

5 公共施設等の管理の基本的方針

(1) 現状や課題に関する基本認識

トータルコストの縮減、経費の平準化

維持管理・修繕・更新及び大規模改修等の経費の確保には、今後も厳しい状況が予想されることから、とりわけ更新及び大規模改修等を計画する際には、経常的な維持管理・修繕の経費も含めて効率的な方策を総合的に決定し、トータルコスト縮減を図ります。

更新及び大規模改修等の経費や単独の解体事業には、地方債の適用も見込むことができるため、経費の平準化も検討していきます。

(2) 点検診断等の実施方針

点検診断等の履歴活用、人材育成

施設の日常点検については、運転管理業務等の受託者が実施の上、本組合の技術職員が確認、又は本組合の技術職員が直営で実施してきており、今後も継続していきます。また、定期的な点検として、毎年又は必要に応じた頻度での設備保守点検を業務委託等により実施してきており、今後も継続していきます。

以上の点検診断等の履歴を集積・蓄積し、個別施設計画への反映、及び維持管理・修繕等の計画に活かします。

業務委託等の確認や直営による点検の実施には、職員の技術力及び人材の確保が不可欠であるため、職場研修等による人材育成を図っていきます。

(3) 維持管理・修繕・更新及び大規模改修等の実施方針

予防保全の強化、長寿命化の推進、維持管理への民間活用の検討

予防保全型維持管理を強化し、維持管理・修繕の効率化・平準化に配慮していきます。ただし、近々に更新・大規模改修等が見込まれる場合は、その直前の予防保全は極力精査の上実施し、経費の抑制を図ります。

大規模改修等を具体的に計画する際は、大規模改修等の範囲・内容等の精査を行います。また、維持管理・修繕・大規模改修等によって、「本計画で想定した更新年数より施設の長寿命化を図ること」を数値的な定量目標とします。

更新及び大規模改修等の竣工後の維持管理については、民間の技術・ノウハウ・資金等を活用する有効性等も検討します。なお、建設中の新たなごみ焼却施設の維持管理では、大規模改修等を含めた長期包括的契約により、20年間の運営・維持管理費の平準化を図っていきます。

(4) 安全確保の実施方針

点検による安全確保、適切な解体撤去

現在供用している施設については、日常点検等、それを受けた維持管理・修繕等により、施設の安全を確保します。

既に廃止しており今後も活用見込みのない施設については、破損等による周辺の環境や治安に対して悪影響を及ぼすことのないよう、定期的な点検・保守を行うとともに、本組合の事業費全体の平準化、施設周辺の整備計画も見据えながら、解体撤去及び跡地有効利用を検討・計画していきます。

(5) 耐震化の実施方針

全施設の耐震化

本組合の所有施設のうち、旧耐震基準の施設はごみ焼却施設のみですが、新たなごみ焼却施設の建設を進めているところであり、同施設竣工により全ての施設が新耐震基準となります。

6 廃棄物処理施設の特性による管理の基本方針

(1) 現状や課題に関する基本認識

適正な歳入の確保

経費の確保には今後も厳しい状況が予想されるため、歳入についても精査を進めていきます。

本組合の歳入の中で、受益者負担としてごみ処理に係る廃棄物処理手数料を徴収していますが、新たなごみ焼却施設稼働に合わせて、新施設に適合した料金への改定を検討していきます。また、ごみ焼却施設建設においては、高効率ごみ発電による余剰電力売却と、資源物の売却を新たに想定しています。

(2) 点検診断等の実施方針

精密機能検査の活用

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について」（昭和46年厚生省）に基づき、3年に1回の精密機能検査を業務委託により実施してきており、今後も継続していきます。加えて、その結果を個別施設計画及び維持管理・修繕等に活かします。

(3) 長寿命化の実施方針

個別施設計画等の策定

し尿処理施設・粗大ごみ等処理施設については、本計画策定後、「廃棄物処理施設長寿命化計画策定の手引き」（平成22年環境省）又は「一般廃棄物処理施設機器別管理基準等検討調査委託業務報告書」（平成22年環境省）等も参考とした「個別施設計画」を策定し、予防修繕等を含めた維持管理による長寿命化を実施していきます。

新たなごみ焼却施設についても、「長寿命化計画」を作成し、点検・検査・補修・精密機能検査、及び機器更新等の履歴に基づいた見直しを行いながら、長寿命化を進めていきます。

また、将来的には、個別施設計画への固定資産台帳データの反映・活用も検討していきます。

(4) 統合や廃止の推進方針

処理規模・処理方法の精査

将来の更新及び大規模改修等を計画する際には、統合や廃止が可能か、それが不可能であっても施設の処理規模・処理方法の精査を行っていきます。今後新たに廃棄物の発生量増等の特殊要因が予期された場合を除き、更新及び大規模改修等において「現有施設以下の処理能力とすること」を数値的な定量目標とします。

(5) 広域化の状況

本組合の構成市町は、「山形県ごみ処理広域化計画」(平成10年山形県)において、「広域化ブロック区割り」されている「山形ブロック」と合致しており、かつ「山形ブロック」に他のし尿処理施設・ごみの中間処理施設は存在しないため、本組合が所管している廃棄物処理業務については、広域化による統合を達成している状況です。

したがって、上位計画に大幅な変更等がなければ、当面は、現況の枠組みの中で施設の管理を進めていきます。

7 総合的かつ計画的な管理の推進体制

(1) 組織的な取組体制の構築及び情報管理・共有

実務担当者会による情報共有

本計画の実現のためには、本組合全体を総合的に判断し、将来にわたる中長期的なビジョンをもって事業の優先を決定していく必要があることから、部署を横断した全組合的な体制構築が不可欠です。

このため、本計画の取組方針等の構築においては、平成27年度より本組合事務局内で「公共施設等管理実務担当者会」を開催し、情報洗い出し等を行ってきています。今後も、個別施設計画を含めた施設管理情報を共有していくことが不可欠であることから、同担当者会を継続して開催していきます。

(2) 管理を実現するための体制の構築

研修体制の強化、省エネルギー推進体制の継続

継続開催する「公共施設等管理実務担当者会」において、研修・協議等を行い、その内容については全職員への周知を図っていきます。

また、本組合は、平成28年6月に「エネルギー使用の合理化等に関する法律」における「特定事業者」に指定されております。施設の省エネルギーを推進するため、これまでも本組合事務局内の実務担当者による「エネルギー管理実務担当者会」を開催し、定期的な研修等を行ってきていますが、今後も継続して開催します。

(3) フォローアップの実施方針

計画の進捗評価・見直し

本計画の進捗状況等について評価を実施し、必要に応じ計画を改訂していきます。改善結果等については、構成市町及び議会への説明や、住民への情報提供を積極的に行っていきます。